糸島市補助金設計書

所管課 人権・男女共同参画推進課

補助金名称	糸島保護区保護司会事業補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標5_みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 3 __人権・同和教育の推進

施策 __人権問題解決のための啓発活動を推進する

1 補助の目的

保護司法に基づき、更生保護活動(保護観察、生活環境調整、犯罪予防)を行う団体への事業費補助。また、保護司会は、更生保護サポートセンターを平成27年10月に開設し、更生保護活動の面接及び相談を行っている。また、地域に根ざした犯罪・非行防止活動・「社会を明るくする運動」を展開している。糸島市の青少年の健全育成及び犯罪抑制・犯罪予防(再犯防止)に対する効果が期待できる。

2 成果指標

成果指標:犯罪予防活動の回数(H28年度25回)

目標値 :活動回数目標30回

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

更生保護活動及び社会を明るくする運動

補助対象者

糸島保護区保護司会

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

- ・報酬
- ・旅費
- ・需用費
- ・役務費
- ・使用料及び賃借料
- ・負担金
- ・備品購入費

5 補助率·補助限度額、積算根拠

補助率:100%

補助限度額:3.000千円

|積算根拠:補助対象経費における活動に要する経費

保護司法第17条に基づく、保護司会活動に対する事業費補助であり、公共性が高く、自主財源が少ないことから、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できないため。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度まで